別表第二第〇四・一〇項を次のように改める。

〇四・一〇	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
〇四一〇・一〇	昆虫類	四・五％
〇四一〇・九〇	その他のもの	
	一　あなつばめの巣	無税
	二　その他のもの	四・五％

別表第二第〇七・〇九項中

『	〇七〇九・五九	その他のもののうち まつたけ及びトリフ
』を		無税
『	〇七〇九・五五	まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム）
』を	〇七〇九・五六	トリフ（セイヨウショウロ属のもの）
』を		無税

に改める。

別表第二第〇七・一一項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削る。

別表第二第〇八・〇二項中

『	〇八〇二・九〇	その他のもの
』を		無税
『	〇八〇二・九九	その他のもの 一　ペカン
』を		無税

に改める。

別表第二第〇八一三・五〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号まで」に改める。

別表第二第一五・一五項中「及びその分別物（一」を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物（一」に改める。

別表第二第一五・一六項中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。

一五一六・三〇	微生物性油脂及びその分別物	無税

別表第二第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「、植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの」に改める。

別表第二第一五一八・〇〇号中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に、「若しくは植物性油脂」を「、植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改める。

別表第二第一六・〇二項中「及び血」を「、血及び昆虫類」に改め、同表第一六〇二・九〇号を次のように改める。

一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
	二　その他のもの	
	(二)　その他のもの	
	B　その他のもの	三％

別表第二第一六〇五・五九号を次のように改める。

一六〇五・五九	その他のもの	
	一　くん製したもののうち	
	貝柱以外のもの	六・四％
	二　その他のもの	七・二％

別表第二第二〇〇八・九三号中「、ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス）及びこけもも（」に改める。

別表第二第二〇・〇九項中「又は」を「、ナット又は」に、「を含み」を「及びココナッツウォーターを含み」に改める。

別表第二に次の一項を加える。

二四・〇四	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	
二四〇四・一二	非燃焼吸引用の物品	無税
二四〇四・一九	その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	無税
	その他のもの	
二四〇四・九二	二　その他のもの	
二四〇四・九九	その他のもの	
	経皮摂取用のもの	無税
	その他のもの	無税

別表第三の一四の項中「第四四〇七・一九号まで」を「第四四〇七・一三号まで、第四四〇七・一九号」に、「第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九一号の一、第四四一八・九九号の一」を「第四四一八・三〇号から第四四一八・八九号まで、第四四一八・九二号」に改め、「第四四二一・一〇号」の下に「、第四四二一・二〇号の二」を加え、「第四四一八・九一号の二の(二)又は第四四一八・九九号の二の(二)」を「第四四一八・九一号の二又は第四四一八・九九号の二」に改める。

別表第三の一五の項中「第四四一二・九四号、第四四一二・九九号」を「第四四一二・四一号から第四四一二・九九号まで」に改める。

別表第三の二五の項中「第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号」を「第五八〇二・一〇号」に改める。